

五菱会ヤミ金被害回復手続の開始

日弁連 多重債務対策本部 事務局次長 木村 裕二 (42期)

平成20年7月25日、スイスから返還された五菱会ヤミ金収益29億円を原資として被害者に分配する「外国譲与財産支給手続」が、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(被害回復給付金支給法)に基づいて開始された。

対象犯罪行為は、「昭和63年頃から平成15年8月頃までの間」に梶山進(ヤミ金の帝王)又は高木康男(五菱会会長)が統括するヤミ金グループに所属するヤミ金店舗で行われた出資法違反(高金利の罪)に該当する行為である。参考情報として、検察官が既に把握している該当ヤミ金店舗(392店)及びヤミ金口座(598口座)のリストが公開されている。このリストは、下記の東京地検のホームページからダウンロードできる。平成15年8月で区切られているのは、梶山進が逮捕されてその支配体制が崩壊したものと捉えられているからであると思われる。

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tokyo/oshirase/goryoukai/framepage.html>

手続の主体は検察官であるが、支給申請の審査、公告事項の周知、被害者への通知などの事務を行うため、「被害回復事務管理人」として下河邊和彦会員ほか3名が選任され、東京地検の建物の中に設置された「五菱会事件被害回復センター」で執務している(電話番号は03-3595-1201)。

支給申請期間は、平成21年1月26日まで(開始決定から半年間)である。被害者は、この期間内に申請書及び所定の添付書類を提出して支給の申請を行う必要がある。

開始決定と同時に、3万数千人の「知れたる被害者」に対して公告事項が書面で通知された。しかし、実際に被害

にあったのは5年以上前のことなので、振込明細書などは手元に残っておらず、申請書の作成に困難を感じる被害者も多いと思われる。

他方、顧客名簿等の証拠が隠滅されたり、逃亡、廃業などでそもそも捜索が入らなかったりしたヤミ金店舗も多く、「知れたる被害者」はごく一部に過ぎない。通知書は受け取っていないが、対象犯罪行為による被害者として受給資格ありと認められるべき潜在的被害者も多数存在する。

東京三会では、法律相談センター運営委員会を中心に「五菱会ヤミ金対応PT」を立ち上げて、7月28日から8月1日まで電話相談を受け付け、8月2日に弁護士会館クレオで対面相談会を実施した。電話相談は193件、対面相談の来所者は27名だった。今後は、四谷・神田・錦糸町の法律相談センターで電話を受け付け、各センターに割り当てた「協力弁護士名簿」に基づいて新たな相談に対応する体制である。

平成15年8月以前にヤミ金融事件を受任していた会員は、当時の記録を点検して見ていただきたい。相当多数の該当被害が発見できて、思いがけない被害回復につながる可能性もある。



第51回日弁連人権擁護大会 第3分科会プレシンポジウム 「貧困ニッポン ワーキングプアをなくすために」

人権擁護委員会 格差問題部会 部会長 林 治 (60期)

9月2日、弁護士会館講堂クレオにて、第51回日弁連人権擁護大会・プレ企画「貧困ニッポン ワーキングプアをなくすために」が開催された。当日は、若い人の参加も目立ち、参加者数は182人と多く、用意した資料もすべてなくなってしまうなど、ワーキングプアの問題の関心の高さが感じられた。

第二東京弁護士会庭山正一郎会長の挨拶に続いて、橋本佳子会員から現代のワーキングプア問題の要因となった労働法制および社会保障制度について問題提起がなされ、次に東京都の松本功氏より東京都住居喪失不安定就労者サポート事業の内容について報告がなされた。

その後、岡部卓教授（首都大学東京）、水島宏明氏（日本テレビディレクター）、河添誠氏（首都圏青年ユニオン書記長）、棗一郎弁護士（二弁）の各氏をパネリストとしたパネルディスカッションが行われた。

水島氏は、取材を通じて感じたこととして、がんばり続けても貧困から抜け出せない状態に最後は自分なんかどうでもいいと思ってしまうということを取材映像も交えて報告した。そして、雇用の細切れ化・不安定化という働き方が問題であることと、心のケアも含めたサポートが貧困に陥った人たちには必要であると述べた。

岡部教授は、雇用対策・住宅対策、年金などの各種社会保障制度、生活保護制度の各セーフティーネットがいずれも不十分であるから、失業、病気などになると生活に困窮してしまうことになる。東京都の政策も給付でなく貸付であるなど不十分な点が多いので、都が国に働きかけてもいい制度をつくるべきであると述べた。



河添氏は、自分が関わった事例をもとに労働者のおかれている劣悪な実態を報告し、ワーキングプアは単に賃金が低だけでなく様々な人権侵害が行われていることを告発した。その上で、違法行為を正すために労働基準監督署の機能強化の必要性を強調した。

棗弁護士は、自分が担当した事件を紹介し、非正規労働者は単なる雇用の調整弁としてしか扱われていない実態を報告した。そして、弁護士の役割としては、今ある法律を守らせることも当然であるが、労働法制を改正することも求めるべきであると述べた。

そのほかにも、実際に派遣社員として働いていた方へのインタビューや、コーディネーターの森川清会員から日弁連が調査を行った諸外国の労働・社会保障制度に関する制度の紹介もなされた。

時間が長引いたにもかかわらず、途中退出者もほとんどなく、社会保障や労働法制の問題、労働組合や弁護士の果たすべき役割などを考えるきっかけとするにふさわしいプレシンポであった。